資料１

掛川市乳幼児教育振興計画
策定に向けての提言

平成２４年２月

掛川市乳幼児教育振興計画策定委員会

目　　次

Ⅰ　乳幼児の保育の現状と課題 ---------- 1
1　本市における年少人口の動向 ---------- 1
2　幼稚園の現状 ---------- 1
3　保育園の現状 ---------- 2
4　掛川区域の現状 ---------- 3
（1）幼稚園における優先地区の設定 ---------- 3
（2）幼稚園の定員とその状況 ---------- 3
（3）私立幼稚園の定員割れ ---------- 3
5　大東・大須賀区域の現状 ---------- 3
（1）全ての保育園が私立 ---------- 3
（2）旧大東町における再編計画の検討 ---------- 3
（3）旧大須賀町における幼児保育の提言 ---------- 3
6　課題 ---------- 4
（1）適正規模・適正配置について ---------- 4
（2）幼稚園保育料のあり方について ---------- 4
（3）待機児童について ---------- 5

Ⅱ　幼稚園・保育園の役割と今後の方向性 ---------- 5
1　幼稚園の役割 ---------- 5
（1）幼児期の教育の重要性 ---------- 5
（2）教育の基礎を培う幼稚園の教育 ---------- 5
（3）家庭及び地域における幼児期の教育の支援 ---------- 5
（4）小学校との連携 ---------- 5
2　保育園の役割 ---------- 6
（1）質の高い養護と教育の充実 ---------- 6
（2）保育園の役割と機能の重要性 ---------- 6
（3）保育の質の向上と小学校との連携 ---------- 6
3　幼保一体化の方向性 ---------- 7
4　私立の果たしてきた役割と今後の方向性 ---------- 7

Ⅲ 乳幼児教育振興計画 ---------- 8
1　計画のねらい ---------- 8
2　計画の名称と期間等 ---------- 8
3　整備計画 ---------- 8

（１）掛川区域の幼保園と幼稚園・保育園 ---------- ８
（２）大東・大須賀区域の幼稚園・保育園再編計画 ---------- ９
（３）適正規模 ---------- ９
（４）適正配置 ---------- 10
（５）幼保一体化の方向をめざした「幼保園」 ---------- 10
（６）公私立幼稚園の格差解消について ---------- 10
（７）待機児童対策について ---------- 11
（８）預かり保育について ---------- 11
（９）職員の資質向上について ---------- 11
(10) 開かれた園づくりと家庭・地域社会との連携 ---------- 11
(11) 障害児保育の充実 ---------- 11
(12) 総合こども園 ---------- 12

Ⅳ　おわりに ---------- 12
○掛川市乳幼児教育振興計画策定委員会設置要綱 ---------- 13
○掛川市乳幼児教育振興計画策定委員会委員名簿 ---------- 14

Ⅰ　乳幼児の保育の現状と課題

１　本市における年少人口の動向と子どもを取り巻く環境の変化

我が国における平成２２年の合計特殊出生率が、前年から０．０２ポイント上昇し１．３９となった。合計特殊出生率は平成１７年に過去最低の１．２６となった後に上昇に転じたが、平成２０年、２１年は１．３７と横ばいであった。厚生労働省は今回の上昇について、晩婚化が進んだ３０代後半の団塊ジュニアを中心に出生数が増加したことや、第２子以上の出産が増えたためと分析している。

本市においては出生率が減少し、年齢構成の中で乳幼児が含まれる年少人口の占める割合は低下傾向にある。本市の年少人口（0～14歳）は平成７年（1995 年）２０，２４３人（18．4%）、平成１２年（2000 年）には１８，４６３人（16．1%）、平成１７年（2005 年）には１７，１０３人（14．5%）である。推計では、平成２４年（2012 年）には１６，２３７人(13．6%)、平成２７年（2015 年）には１５，０２１人（12．5%）、平成３２年（2020 年）には１３，５２８人（11．3%）と予測されている。乳幼児（0～5歳児）に絞ってみると、平成１７年（2005 年）６，８１５人であったのが、平成２５年（2013 年）には６，６８１人と１３４人の減少となっており、今後も少子化の傾向は続くものと思われる。

本市も少子化が社会や子どもに及ぼす影響等を社会問題としてとらえ、乳幼児対策に一層取り組まなければならない。

また、近年の家庭環境や子育て家庭を取り巻く社会状況の変化により、子どもが乳幼児期にふさわしい生活を送ることが難しくなる一方で、児童虐待の増加や保護者の養育力の低下が指摘されている。

少子化とともに核家族化が進む中で地域とのつながりは希薄になり、養育能力に欠けた保護者や子育てに不安や悩みを抱える保護者は孤立しやすい状況にある。就学前教育の充実とともに、保護者が乳幼児の望ましい発達を促すための生活を実現していけるよう支援していくことも重要となる。

２　幼稚園の現状

本市には、公立の幼保園幼稚園部１園、幼稚園１０園があり、平成２３年５月現在、定員１，３４０人に対して９０５人が就園している。少子化の波を受け、園児数は年々減少傾向にある。

公立幼稚園は、町村合併前に各村へ設立されたという歴史から、地域の園として関わりが深く地元に密着している。また、中学校区ごとの園児・児童・生徒の交流や教職員の研修等、一貫教育も本市の特色として根づいている。

私立は幼保園幼稚園部５園、幼稚園２園があり、定員１，３３５人に対して１，１７６人が就園している。いずれの園も特色ある経営とともに、長年にわたり本市における幼児教育を支えてきた。

３，４，５歳児人口のうち公私立幼稚園の就園率は、３歳児が約60．０％，４歳児が約63．5％，５歳児が約62．2％となっている。

合併前の掛川区域公立幼稚園の保育料は月額７，２００円（すこやか幼稚園部８，１００円）であったが、合併を機に月額６，０００円に改めた。私立幼稚園の保育料は月額平均１７，０００円であり、２．８倍の格差がある。この公私立間の保育料格差を是正するため、「私立幼稚園就園奨励費補助事業」により、私立幼稚園に通う世帯に対し月額最低３，０００円を補助している。また、８園化構想により公立園から私立園に再編された幼保園幼稚園部に通う世帯には激変緩和策として開園から６年間に限り月額最低６，０００円の補助を行っている。

３　保育園の現状

本市には、公立の幼保園保育園部１園と、私立の幼保園保育園部５園、保育園８園がある。平成２３年５月の園児数は、公立保育園が定員１２０人に対して１３１人、私立保育園が定員１，６００人に対して１，５６８人、合計１，６９９人である。

３・４・５歳児人口のうち公私立保育園への就園率は、平成２３年５月現在、３歳児は約31．2％、４歳児は約32．3％、５歳児は約32．6％である。

保育園保育料については、合併前の第５階層（所得税１８万円未満）の３歳未満で１市２町を比較した場合、旧掛川市が月額４４，０００円、旧大東町が２７，０００円、旧大須賀町が３５，８００円であった。合併協議の中で平成１９年度までの間は、大東町の例により統一し、それに続く２年間において、国の基準額を参考に検討し、適正な保育園保育料を段階的に調整するとして改定の方針を定めた。そのような中で、平成２２年度から保育料を改定し、３歳未満の第５階層の場合では月額２７，０００円を３０，０００円としたが、国基準額と比べると１４，５００円も低いという状態である。また、３歳未満の第４階層は、国基準額の約３分の２で１１，０００円低く、第3階層においては国基準額の約2分の1で９，５００円低い。第２階層においては、４分の１以下で７，０００円低く、低所得者に手厚くなっている。

平成２３年４月１日現在、本市の待機児童は国定義２９人（全体４９人）で入園希望者は定員を大きく上回り待機状態は解消されていない。特徴として市街地の幼保園、保育園へ希望者が集中している傾向がある。

待機児童対策事業として、「認可外保育所就園奨励費補助事業」、「保育ママ事業」、「乳幼児保育事業」、「一時預かり事業」を行っている。また、定員を超えて児童を預かる定員緩和措置を行い、保育園１４園の総定員１，７２０人に対し、平成２３年３月末には１，８１３人と、定員を９３人超えて預かった。

４　掛川区域の現状

（１）幼稚園における優先地区の設定

幼保再編を進める中で、公立幼稚園が閉園となった地区に対して、再編先の園に優先的に入園できることとした。この地区優先制度は公立幼稚園では、さかがわ幼稚園（日坂・東山・東山口地区を優先）、すこやか幼稚園部（西山口・粟本地区を優先）、三笠幼稚園（倉真・西郷・原泉地区を優先）の３園、私立幼稚園では、さやのもり（曽我地区を優先）、ひだまり（上内田地区を優先）の２園で実施している。優先地区の入園対象児の増加に伴い、優先地区内の幼児であっても入園できない事態が生じ、地区住民からの苦情が増えている。

（２）幼稚園の定員とその状況

掛川区域の公私立幼稚園総定員は１，７４５人、園児数は１，５６９人であり児童数に対する定員枠は充分確保されている。幼稚園に学区はないものの地元幼稚園への愛着が強く、入園を希望する保護者の多くは自宅により近い園や小学校区にある園を選択する傾向がある。北部地区では歳児定員を超えて入園を許可した園もある。

（３）私立幼稚園の定員割れ

私立幼稚園の中には、幼保再編計画が着実に進んだことなどにより、園児の減少傾向が続き定員割れをしている園が見受けられる。

５　大東・大須賀区域の現状

（１）全ての保育園が私立

大東区域、大須賀区域の幼稚園８園は全て公立園であるが、保育園５園は全て私立園である。

（２）旧大東町における再編計画の検討

旧大東町では、再編計画の検討の提言はされたが、幼稚園園舎は耐震基準を満たしており、３歳児保育も全園で実施していたため、再編計画は将来の検討事項として具体的な実施には至っていなかった。

保育園については、平成１３年度に２つの公立保育園を民営化した。

（３）旧大須賀町における幼児保育の提言

旧大須賀町では、平成１４年に検討委員会を設置し幼児保育の提言がされた。この提言を踏まえ、平成１６年度には西部幼稚園を横須賀幼稚園に統合した。

また、大渕地区の福祉ゾーンに建設されたおおぶち保育園舎には、幼稚園部の保育室を確保しており、いずれは大渕幼稚園と再編し幼保一元化を目指す計画になっている。また、横須賀幼稚園の民営化も協議され

ていた。

6　課題

（１）適正規模・適正配置について

①　幼稚園の老朽化と小規模化

大東区域、大須賀区域とも施設の老朽化と少子化、保育ニーズの高まりによる幼稚園の小規模化が進んでいる。

小規模園は一人ひとりの園児に目が行き届き、きめ細かな温かい指導ができるなどの良さがあるとともに地域と一体となった園運営が展開され、地域にとっても欠かせない存在となっている。しかし、一定規模での集団を前提とした教育活動がしにくくなっている園もあり、次のような課題が指摘されている。

ア　一定規模の園では、人の姿を見て多くのことを学んだり経験したりできるが、小規模園ではその機会が少ない。

イ　園児が切磋琢磨する機会が少なく、競争心が希薄になりやすい。

ウ　入園から卒園まで同一学級で過ごすことになり、人間関係や位置関係が固定化しやすい。

②幼稚園と保育園の再編

南部地区の幼稚園児数は少子化や保育ニーズの高まりなどにより減少を続け、小規模園化が進んでいる。そのため、以前から幼稚園の適正規模・適正配置について大きな課題となっていた。

掛川区域での幼保園の評価を踏まえ、南部地区の今後の望ましい乳幼児教育のあり方を協議する「南部地区乳幼児教育検討委員会」から提出された報告書と国が検討している「子ども・子育て新システム」の動向を参考にしながら、幼保一元化を視野に入れ、幼稚園を民営化できる場合とできない場合を想定して幼稚園・保育園の再編を進める必要がある。

（２）幼稚園保育料のあり方について

①　幼稚園保育料について

公私立間の格差是正と市の財政負担力、施設の整備状況などを総合的に判断し公立幼稚園保育料のあり方を検討する必要がある。

②　私立幼稚園の運営について

既存の私立幼稚園の入園児数が減少し、園運営に危機を感じている園もあり、私立幼稚園の健全な運営を確保するための方策を検討する必要がある。

③　就園奨励費補助金について

就園奨励費補助金は高所得者も対象とした一律交付となっているため、額を含め検討する必要がある。

（３）待機児童について

幼保園の建設にあわせ保育園部門の定員増を図ってきたが、依然として待機児童が発生している状況であり、根本的な解決を図る必要がある。

Ⅱ　幼稚園・保育園の役割と今後の方向性

１　幼稚園の役割

（１）幼児期の教育の重要性

幼稚園は、小学校入学までの幼児を教育する学校であるが、近年の子どもたちの育ちの変化や社会の変化は大きく、平成１８年に約６０年振りに改定された教育基本法では、幼児期の教育が新設され、その重要性が規定された。

（２）教育の基礎を培う幼稚園の教育

教育基本法の改正とともに、学校教育法も一部改正され、幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして幼児を保育することが示された。よって、幼稚園の教育は学校教育の一環として、幼児期の特性を踏まえ、計画的に環境を構成することを通じて、幼児の心身の発達を助長しなければならない。

幼児期に多様な経験を通して、様々なことに興味や関心を広げ、それに自らかかわろうとする気持ちをもつことは、学校教育全体の生活や学習の基盤となり、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことにつながっていく。

（３）家庭及び地域における幼児期の教育の支援

幼児の生活は、家庭、地域社会、そして幼稚園と連続的に営まれており、改正された学校教育法において、幼稚園は、家庭及び地域における幼児期の教育を支援することが示された。それにより、平成２０年３月に改訂された幼稚園教育要領では、幼児期にふさわしい生活が展開されるよう、家庭や地域との連携を図りながら、幼稚園で得られる経験が豊かなものとなるよう実現することが重要であることが示された。

幼稚園においては、地域の実態や保護者の要請を踏まえ、教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する園児を対象に教育活動を行うことや、地域において、幼児期の教育センターとしてその施設や機能を開放し、子育ての支援に努めていくことが求められている。

（４）小学校との連携

幼稚園と小学校では、子どもの生活や教育方法が異なるが、子どもの学びは連続していることから、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続のために連携を図ることが必要である。

なお、近年は、保育所も加えた三者の連携が求められ、幼児期の教育の成果が小学校につながるようにすることも大切である。

２　保育園の役割

（１）質の高い養護と教育の充実

保育園は、児童福祉法に基づいた保育に欠ける乳幼児を保育することを目的とする児童福祉施設である。保育園の保育内容や関連する運営等については、保育所保育指針に定められており、保育所保育の質を担保する仕組みとなっている。

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、少子化が進み、家庭や地域の子育て力の低下が指摘される中で、保育園には､質の高い養護と教育の機能が強く求められるようになった。特に、近年は母親の就労を理由とした入園だけではなく、不適切な養育環境から子どもを守るために、福祉的な支援からあえて入園させるケースも増え、ますます保育園の役割は大きくなっている。

（２）保育園の役割と機能の重要性

平成２０年３月、児童福祉法に基づいた保育の質の向上を目指して、８年振りに保育所保育指針が改定される中で、幼稚園教育要領等との整合性もこれまで以上に図られることとなった。

また、教育基本法が改正され、新たに幼児期の教育の振興が盛り込まれたことで、保育園においても就学前教育の充実がこれまで以上に求められている。この改定から、保育指針は大臣告示となり、このことは、保育園の役割と機能が広く社会的に重要なものとして認められ、それ故の責任も大きくなったことが示されている。保育園は、個々に入所する乳幼児の最善の利益をまもり､心身健やかに育てる責任を果たすために、乳幼児にとって、最もふさわしい生活の場をつくりあげていくことが重要であり、そうした役割や機能がますます求められている。

（３）保育の質の向上と小学校との連携

子どもの健やかな成長のためには、家庭や地域社会との連携、協力が欠かせないこと、子どもの人権擁護、虐待防止の観点からも保育園の役割は大きいこと、子どもの自発的、主体的な活動を重視すると共に、子どもの生活、発達、遊びや学び等の連続性と関連性を大切にすることが、保育指針において規定されている。保育の実践においては、組織性及び計画性を一層高め､保育の全体的な構造を明確にすることが必要として、「保育計画」が「保育課程」と改められた。小学校との連携においても、子どもの育ちを支える資料として、全ての入所児童について「保育所児童保育要録」を送付することになり、より積極的な連携が期待される。

３　幼保一体化の方向性

先に述べたような幼児を取りまく状況の中で、幼稚園・保育園の果たす役割は、ますます大きくなっている。

本市では、Ⅱ章の１、２で述べた幼稚園・保育園のそれぞれの役割を踏まえた 上で、幼稚園児・保育園児（３～５歳児）を、共に生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であるという認識のもと、就学前教育として一体的に捉え、実践してきた。

幼稚園・保育園は､それぞれ異なる目的・機能を持った施設ではあるが、他方において、両施設とも、就学前の幼児を対象としていることから、義務教育及びその後の教育の基礎を培う保育活動が求められている。このような現状を踏まえると、保護者や子どもの視点に立った乳幼児教育の普及・発展、地域全体で保護者の子育てを総合的に支援する体制の整備という観点から、両施設がそれぞれの独自性を発揮しつつ、相互の連携・協力を強化し、多様な保育活動、総合的な子育て支援活動を行うことが求められているといえる。

政府は幼稚園と保育園の垣根を取り払い、幼稚園と保育園で異なっていた補助金などを統合し､財源や所管官庁の一体化を図ることを目的に､「子ども・子育て新システム」の検討を行っている。

こうした国の動向も踏まえ、多様な保育ニーズや社会の変化に対応できる新しい時代にふさわしい幼稚園・保育園の再編整備を、保育内容・施設・保育者等、幼保一体化の方向で推進していく必要があるといえる。

幼保一体化の方向にすることによって、幼稚園児・保育園児の活動内容がより豊かになる上、幼稚園児にとっては０～２歳児の生活を間近にしたりふれあったりすることで体験の幅が拡大し、集団社会における人格形成の基礎をより深く学ぶことができる。さらに、発達段階をおさえた指導をするうえで､職員の研修も深まり､指導の多様化､質的向上が期待できる。

保育園ニーズの高まりは､将来的には幼稚園を上回る可能性もあるため、幼保一体化の方向性を持たせることによって柔軟な対応が可能になる。

４　私立の果たしてきた役割と今後の方向性

幼稚園教育において私立が果たしてきた役割は､大変大きなものがある。私立幼稚園（部）７園は、共に学校法人立幼稚園であるが、なかでも創立から長い歴史を持つ３園は、智光幼稚園５６年、くるみ幼稚園４９年、美登里幼稚園は平成１９年４月にあんり幼稚園部と名称を変えたが２８年が経過し、平成２２年度末で３園の卒園児の総数は、約１２，３００人にもなる。この３園は、共に創立当初から３歳児保育を実施し、その特色ある経営と共に本市における先進的な役割を担ってきた。

また、保育園においても同様で、社会福祉法人立保育園は１３園あり、現在、保育園児のうち約92．3％を私立保育園がを受け入れており、延長保育などのニーズにも応えている。

今後は、それぞれが持つ特色を生かし、互いに切磋琢磨しながら、望ましい園づくりをすることが大切である。これにより、さらに活性化し、特色ある園運営が期待できる。

Ⅲ　乳幼児教育振興計画

１　計画のねらい

Ⅰ章に記した現状と課題や掛川区域の８園化構想の検証、南部地区乳幼児教育検討委員会からの報告書などの内容を踏まえ、今後の本市における乳幼児教育のあり方を示し、入園を希望するすべての乳幼児を就園させ、さらに乳幼児教育を充実したものにするため本計画を策定するものである。

２　計画の名称と期間等

この計画の名称は、「掛川市乳幼児教育振興計画」とする。

この計画は、本市の総合計画を基本とし、平成２４年度から開始する乳幼児教育の具体的な推進を図るための計画とし、社会環境等の変化に応じて、適宜、見直しを行う。

３　整備計画　　── 乳幼児のよりよい保育環境をめざして ──

（１）掛川区域の幼保園と幼稚園・保育園

① 幼保園建設の背景とめざしたもの

掛川区域が幼保再編を実施した背景には、①少子化に伴う幼稚園の小規模園化、②施設の老朽化と耐震化の未実施、③保育ニーズの高まりによる幼稚園から保育園への志向変化、④幼稚園における３歳児保育の実施という４つの課題があった。

平成１２年３月に「掛川市幼児教育振興計画」を策定し、市内２６園の公私立幼稚園・保育園のうち２１園について６つの幼保園と２つの幼稚園に再編する「８園構想」をまとめた。

掛川区域がめざした幼保園は、一体的な施設とその共用化、保育内容の整合性にとどまらず、就学前の幼児に、幼稚園児・保育園児という別なく「幼保園児」として、同一場所で同一内容の保育がなされ、質の高い幼児教育を保障していこうとするものであった。

② 今後の方向について

ア 幼稚園について

公私立幼稚園間の保育料格差の是正や就園奨励費補助金を見直す。

各幼稚園間で定員に対する充足率に差異が見られるので定員の見直しが必要であり、状況により施設の増築などを考える。

私立幼稚園の園児数が減少しており、健全な運営を確保するための方策を検討する。

イ 保育園について

保育料は、国や近隣市と比較した場合、低額であるので見直す。

待機児童の根本的な解決策として、幼保一体化の方向を踏まえながら増築を含む保育園の整備などにより総定員を増やすことを検討する。

（２）大東・大須賀区域の幼稚園・保育園再編計画

① 南部地区の再編は、平成２２年９月掛川市南部地区乳幼児教育検討委員会から報告のあった幼保園（※１）を基本とする。

ア 大浜地区

・千浜幼稚園、大坂幼稚園、睦浜幼稚園、千浜保育園、大坂保育園を統合し、民営の（仮称）大浜幼保園とする。

イ 城東地区

・佐東幼稚園、土方幼稚園、中幼稚園、城東保育園を統合し、民営の（仮称）城東幼保園とする。

ウ 大渕地区

・大渕幼稚園とおおぶち保育園を統合し、民営の（仮称）おおぶち幼保園とする。

エ 横須賀地区

・横須賀幼稚園とよこすか保育園を統合し、民営の（仮称）よこすか幼保園とする。

※１ 幼保園とは、一つの建物の中に幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、保育を一元的に捉えた同一カリキュラムのもとに就学前教育として質の高い保育を目指す。

② 再編の進め方

ア 再編することになった場合は、「再編推進組織」（仮称）を設置し、「再編実施計画」を策定する。

イ 再編は地域にとって重要な問題であることから、保護者や地域とよく連携し、円滑な再編を図る。

ウ「再編推進組織」として「園再編検討委員会」（仮称）を両園保護者及び職員などで構成し、具体的な推進作業を行う。

エ「園跡地利活用等地域振興検討委員会」（仮称）を地域代表者及び庁内関係課で構成し、地域振興策を検討する。

（３）適正規模

① １園あたりの規模

幼稚園児数は、９０～２４０人程度とする。

保育園児数は、９０～２２０人程度とする。

② 年齢別学級定員は、国の定める幼稚園設置基準による３５人以下を原則とする。但し、３歳児２０人、４・５歳児は３０人が望ましいと考える。
保育園の０～２歳児は厚生労働省の基準に準ずる。

③ 幼稚園においてはできるだけ同年齢複数学級とする。全歳児単学級でも、一定の人数（３歳児は１学級１５人程度、４・５歳児は１学級２０人程度、全園児数が５０人程度）があればデメリットをおぎなう教育活動ができると考える。

④ １園の敷地面積は、約６，０００～７，０００㎡を基本とし、適正規模に応じた広さを確保する。

（４）適正配置

① 市内の幼稚園・保育園・幼保園の適正配置については、今後の園児数の推移を見て検討する。

② 再編する場合の建設予定地は、現有市有地などをできる限り活用し、適正規模に応じた用地の確保、良好な周辺環境、人口分布、通園時間などを考慮する。

（５）幼保一体化の方向をめざした「幼保園」

Ⅱ章３に記したような方向を踏まえ、将来を見通し、本市では、「幼保園」を次のように考えて取り組む。

① 幼稚園と保育園を一体的な施設として建設する。

② 運動場や、遊戯室、図書室など共用できるところは共用する。

③ 幼稚園、保育園それぞれの目的にあった保育をするが、３・４・５歳児の保育については、就学前教育として一体的にとらえ、教育内容や保育内容の整合性を図りつつ推進する。

④ 幼稚園・保育園職員の合同研修や人事交流を図る。

（６）公私立幼稚園の格差解消について

私立幼稚園保育料との格差是正を含め保護者負担のあり方や財政支援のあり方、公平性などに基づき適正な公立幼稚園保育料のあり方・方向性と官民格差解消方法を明確にする。

① 公立幼稚園の保育料は、私立幼稚園との格差是正のため見直す必要がある。

② 就園奨励費補助金は私立幼稚園に通園している全園児を対象にしており、低所得者への補助額が少なく、他の市では支給していない高所得者にも支給をしている。また、第２子以降の優遇条件の緩和（小学１～３年生の兄姉を有する園児への優遇措置）が未実施である。したがって、公私立格差解消のため再編計画に基づき再編された私立幼稚園（私立幼保園）の保護者に対する特例期間満了後（平成２６年度末）に、就園奨励費補助金を周辺市町並に見直す必要がある。

（７）待機児童対策について

① 掛川区域の待機児童が多く、保育ニーズが定員を上回っており、既に実施している保育ママ制度や認可外保育所就園奨励費補助事業などの充実や拡充を図る。また、新規事業として、認可外保育所への運営費支援などを検討する。

② 抜本的な解決策として、幼保一体化の方向を踏まえながら増築を含む保育園の整備などによる待機児童の削減を検討する。

（８）預かり保育について

幼稚園教育要領の一つに、幼稚園の機能拡大が掲げられており、子育て支援や教育課程に係る教育時間の終了後に行う「預かり保育」を充実させていく。

（９）職員の資質向上について

① 職員一人ひとりが、自己研修を基盤としながら、日常実践と結びついた園内研修を充実させ、力量を高める。

② 経験に応じた適切な時期に、必要な研修に参加できるよう研修の機会の確保・充実に努める。

③ 同じ乳幼児教育に携わっている公私立幼稚園、公私立保育園の職員が、その枠を越えて互いに理解し合い、乳幼児教育の推進、保育指導の力量を高めるための研修を充実させる。

④ 幼稚園・保育園職員の人事交流を推進する。

(10) 開かれた園づくりと家庭・地域社会との連携

最近の家庭や地域社会の大きな変化の中で、子育てをめぐる不安や孤立感の高まりなど様々な問題が生じてきており、園が家庭や地域との連携を深め、乳幼児の生活全体が充実していくために、地域の実情や保護者の要請等を踏まえ、積極的に子育てを支援していくことが必要となってきている。

(11) 障害児保育の充実

障害児をはじめ、増加傾向にある要支援児が集団生活の中で生活することは子どもの発達に大きなプラス要因を生み、保護者の就労を支える意味からも就園しやすい環境づくりにつとめ、障害児と保護者への支援に取り組むことは大切なことである。平成２３年度から私立幼稚園における障害児保育に対し、新たに私立幼稚園障害児推進事業費補助金を交付し、支援している。

乳幼児の障害の種類や程度は個々に異なることから、実態に応じた適切な配慮とともに、家庭との連携や療育機関との緊密な連携を図りながら、地域の子どもたちが育ちあう適切な保育を行うことが重要である。

言葉が少ない、会話ができない等の言葉の遅れが気になる場合や、幼児音が気になる場合、言葉が円滑に出てこない、吃音等の幼児については保護者とともに指導・助言をする「ことばの教室」と、各園だけでは対応ができない発達に特性や遅れがある乳幼児に対応する「発達相談員」を拡充し、乳幼児の発達を明らかにし、各園や保護者への助言指導を行うと共に関係機関との連携を図る。

（12）総合こども園

就学前の子どもたちに適切な幼児教育・保育の機会を提供する「子ども・子育て新システム」の提唱する総合こども園（仮称）については、国の動向を踏まえながら検討をしていくものとする。

Ⅳ　おわりに

本計画は、かけがえのない掛川市の乳幼児の健やかな育ちを願ってまとめたものである。

今後、計画の具体的な実施にあたっては、施設設備・運営のあり方・保育内容等について、専門家、現場職員等の意見や地域社会の要請に応えられるような取組が必要である。